

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本市では、平成28年度(2016年度)に第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画(以下「第3次計画」という。)を策定し、ごみ処理に関する計画については令和3年度(2021年度)に見直しを行い、ごみの適正処理及び減量・資源化、生活排水の適正処理に努めてきました。

第3次計画期間内には、少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、激甚災害の発生など、国内のごみの排出・処理に関する社会情勢の変化がありました。また、世界的にも環境問題、資源の減少等を背景に、循環経済への移行に向けた取組が加速しています。

こうした情勢の中で、我が国では食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年(2019年)10月施行)(以下「食品ロス削減推進法」という。)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年(2022年)4月施行)(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和7年(2025年)2月施行)等、減量・資源化に関する新たな法律が施行され、循環型社会形成推進基本計画が令和6年(2024年)8月、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が令和7年(2025年)3月に改定されるなど、ごみの減量・資源化、再生材の確保、循環経済への移行を目指す取組が急速に進められている状況です。

本市においては、基本理念として掲げる「ゼロ・ウェイストかまくら」を目指し、ごみの減量・資源化に取り組み、燃やすごみは平成2年(1990年)から約35年間で70%削減され、資源化率(リサイクル率)は50%を超え、人口規模が同程度の自治体の中でトップレベルとなっています。令和7年(2025年)1月には名越クリーンセンターにおける焼却を停止し、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」(令和2年(2020年)8月策定)に基づき、令和7年度(2025年度)からごみの広域処理を開始しました。

このような経過及び新たな状況を踏まえ、第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、これまでのごみ処理の進捗を評価し、現在本市が直面している課題を整理した上で、環境及び市民をはじめとする各主体にとって負荷の少ない、適正かつ持続可能な廃棄物処理に向けた方針を明確にすべく策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、市域内の一般廃棄物の処理について定める計画です。「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」で構成し、「ごみ処理基本計画」は食品ロス削減推進法第13条に定められた「市町村食品ロス削減推進計画」を兼ねることとします。

また、計画の策定に当たっては、図1-1のとおり関係法令、国及び県計画、本市の上位計画等との整合性を図ることとします。

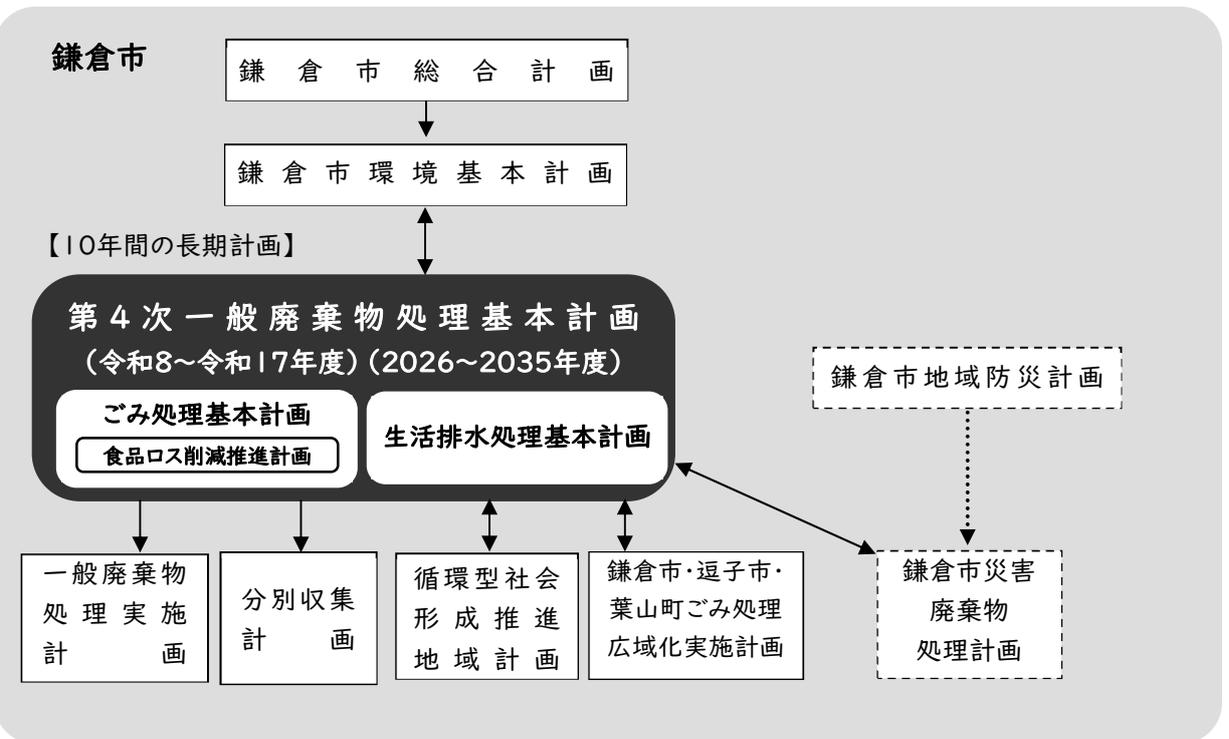
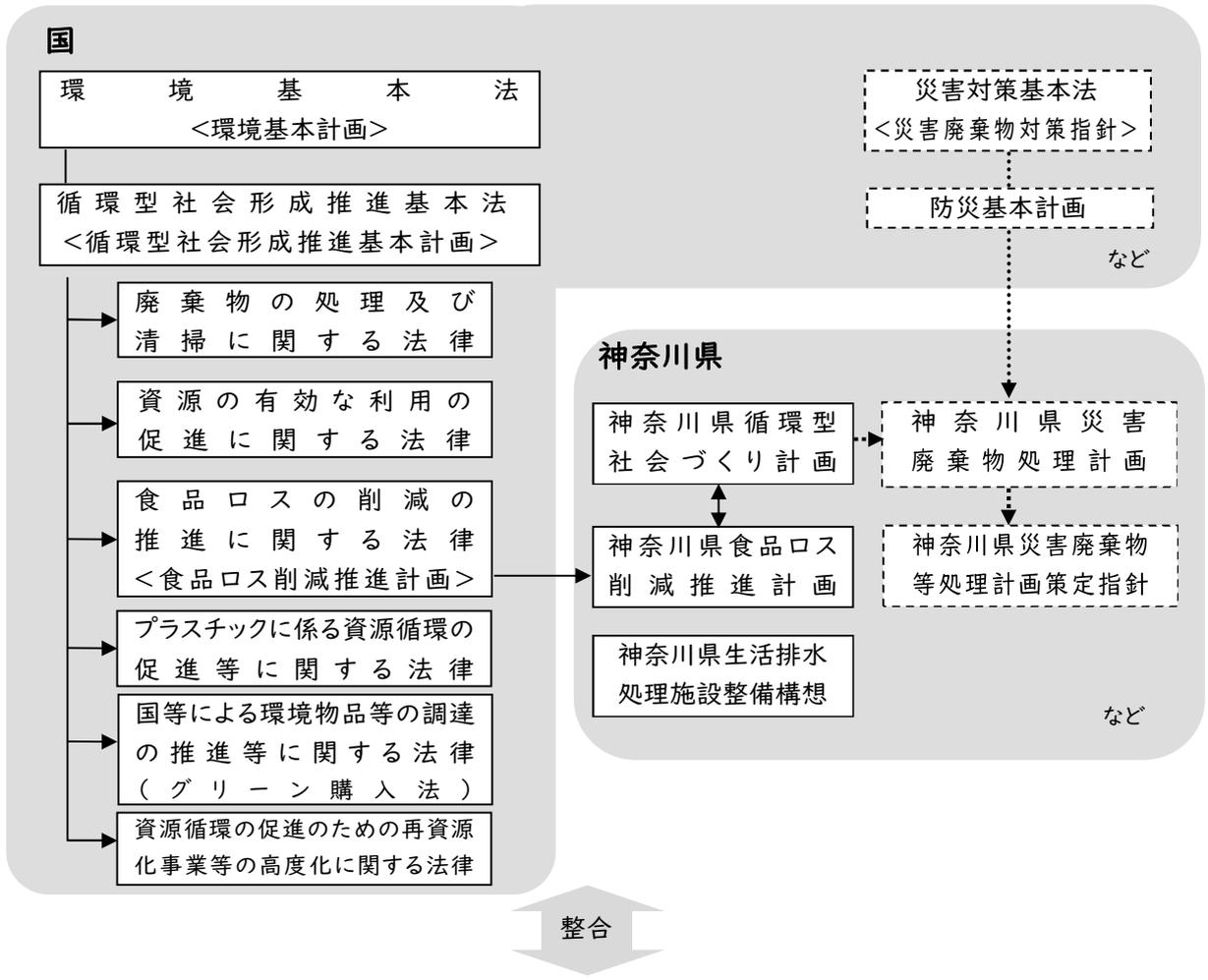


図1-1 本計画の位置付け ※破線:災害廃棄物処理計画に関する部分